

北海道師範塾 「教師の道」 塾頭通信

第551号 平成25年5月30日

懲戒せず

生徒への体罰で処分歴がある宮城県立高校の30代男性教諭が2年後に再び体罰問題を起こしたにもかかわらず同県教育委員会は懲戒処分を行わず訓告に止めたという報道がありました(4月27日付朝日新聞)。余り大きな記事ではありませんでしたので、記憶にない方も多いと思います。

さて、問題となっている事案ですが、県教育委員会によると、当該教諭は2010年9月、授業中に寝ていた男子生徒2人の顔を平手で叩き、1人の鼓膜が破れ、訓告処分を受けています。ところが昨年8月に、集合時間に遅れたとして男子生徒3人の腰などを蹴り、1人に左手首の骨にひびが入る1カ月のけがを負わせるという体罰事件を起こしたものです。

県教育委員会では、過去に体罰で処分を受けた場合は原則として懲戒処分(免職、停職、減給、戒告)にするとしているにもかかわらず、今回は懲戒処分ではなく訓告処分にしています。その理由について、県教育委員会は「けがの程度や保護者が謝罪を受け入れたことから判断した」としています(4月27日付朝日新聞)。

一連の経過については報道でしか分かりませんので、部外者が軽々に批判する事は差し控えなければなりません。ただ、体罰問題が大きな社会問題となっている時に、県教育委員会の判断は果たしてどうだったのか、多少なりとも教育に関わるものとして疑問を呈さざるを得ません

地方公務法においては、法律上の義務や職務上の義務に違反した場合等職員に非違行為があった時は、その職員に対する制裁として懲戒処分に付する事が出来る旨規定されています。

また、非違行為の有った職員に対し如何なる懲戒処分を行うかは処分権者の裁量にゆだねられていますが、しかし、懲戒処分は被処分者に対して身分的にも経済的にも大きな不利益を与えますので、行為の原因や動機、態様、結果等の他、過去の処分等を総合的に考慮し、慎重に判断する必要がある事はいふ迄もありません。

今回の件に関しても、宮城県教育委員会は慎重に検討した結果とは思いますが、報道された限りでは、これで県民の理解が得られているのか疑問に感じます。

懲戒処分というのは、非違行為を行った職員にとっては制裁の意味を持っていますが、一方、対外的には、処分者(今回の場合は県教育委員会)の非違行為(今回

の場合は体罰) に対する姿勢を示すという事でもあります。従って、処分が世間の目から見ても甘いと受け取られるような場合は、処分者は身内に甘く、職員の非違行為に対する危機感が足りないとの誹りを免れることは出来ません。

今回の事案についてはどうでしょうか。私が、最も不思議に思う事は、過去に体罰で訓告処分を受けた職員が再び同じ行為を繰り返したのに、何故ルールに従って懲戒処分にしなかったのかという事です。

「けがの程度が軽かった」「本人は反省している」「反復性がない」といった考えもあるようですが、鼓膜が破れたり、手首の骨が骨折するというのは、尋常ではないし、決して軽く考えるべきではありません。

また、反復性についていえば、1年に1回程度なら反復性はないという話しかも知れませんが、そもそも体罰は決してあってはならない事で、それが1度ならず2度も起こしたとなれば、厳しい姿勢で臨んで然るべきではないでしょうか。

勿論、非違行為を起こした職員は反省しているのだとは思いますが。しかしだからといって、起こした行為に対してけじめを付けなくても良いという理由にはなりません。

処分は厳しければ良いと思っている訳ではありませんが、しかし、一つ一つの事案に対して毅然とした姿勢を貫くことが、不祥事の再発防止に不可欠だと思っています。(塾頭：吉田 洋一)